

# 就業規則、36協定の 本社一括届出について

本社と各事業場の内容が同一である場合は、就業規則や36協定を本社を管轄している労働基準監督署長に一括して届け出ることができます。

\* 「本社」とは、いわゆる本社機能を有している事業場のことで、他の複数の事業場の就業規則や36協定について実質的に作成等を一括して行う事業場のことをいいます。

## 一括届出を行うことができる就業規則、36協定とは

就業規則については、本社と各事業場の内容が同一であるものに限られます。

36協定については、協定事項のうち、「事業の種類」、「事業の名称」、「事業の所在地（電話番号）」、「労働者数」以外の事項が同一であるものに限られます。



厚生労働省労働基準局  
都道府県労働局 労働基準監督署

## 一括届出の方法

### 〈就業規則について〉

#### ① 書面による届出を行う場合

ア 本社を管轄する労働基準監督署長に、本社を含む事業場の数に対応した必要部数の就業規則を届け出てください。

イ 各事業場の名称、所在地、所轄労働基準監督署長名を附記する必要がありますので、P4の届出事業場一覧表を活用してください。

ウ 本社の就業規則と各事業場の就業規則は同一の内容であることが必要ですので、届出事業場一覧表の欄外等に「本社の就業規則と同一内容である」旨を、また、就業規則の変更の届出の場合には、これに加えて、「変更前の就業規則の内容は本社の就業規則と同一内容である」旨を明記してください。

エ 労働基準法第90条第1項に定める意見聴取の手続は、一括届出を行う場合でも各事業場ごとに行う必要があります。したがって、各事業場で意見書を作成し、その正本を就業規則に添付してください。

ただし、各事業場の労働者の過半数が単一組織の労働組合に加入している場合であって、各事業場の過半数労働組合の意見が同意見である場合は、労働組合本部の意見書（記名押印のある正本）に「全事業場の過半数労働組合とも同意見である。」旨記載し、当該労働組合本部の意見書の写しを添付する方法も可能です。

#### ② CD-ROM等の電子媒体による届出を行う場合

ア 就業規則の届出を電子媒体で行う場合は、次のすべての要件を満たすことが必要です。

##### ① 電子媒体の種類

- ・ CD-ROM、CD-R、CD-RW、DVD-R、またはDVD-RWであること。

##### ② 電子媒体のフォーマット

- ・ CD-ROM、CD-R、CD-RW、DVD-RまたはDVD-RWは、Windows Vista、Windows 7、Windows 8及びWindows 10（ISO9660、UDFブリッジ、UDF1.02、UDF1.5、UDF2.0またはUDF2.01フォーマット）で動作するものであること。

##### ③ 電子媒体の文書形式

- ・ 原則としてHTML形式であること。等

なお、電子媒体による届出についての詳細については、最寄りの労働基準監督署にお尋ねください。

イ 書面により届出を行う場合と同様、一括届出を行う全事業場分のCD-ROM等及び意見書の添付等を行うことが必要です。

## 〈36 協定について〉

- ア 本社を管轄する労働基準監督署長に、本社を含む事業場の数に対応した必要部数の36協定を届け出てください。
- イ 協定事項のうち、「事業の種類」、「事業の名称」、「事業の所在地（電話番号）」、「労働者数」以外の事項が同一であることが必要です。したがって、協定を締結する労働組合は、各事業場の労働者の過半数で組織された労働組合である必要があります。
- ウ 一括届出に際しては、各事業場の名称、所在地、所轄労働基準監督署長名を明確にするために、P 4 の届出事業場一覧表を活用してください。

## 留 意 事 項

複数の事業場が同一の労働基準監督署の管轄内にある場合は、これまでと同様、就業規則と36協定の届出は各事業場の長より上位の使用者が取りまとめて行うことができます。

なお、就業規則の届出については、提出は1部でかまいませんが、意見書は各事業場分が必要となります。

**就業規則や36協定の本社一括の届出を行う場合は、事前に本社を管轄する労働基準監督署にお問い合わせください。**

ご不明な点などありましたら、最寄りの都道府県労働局又は労働基準監督署にお問い合わせ下さい。

(H28. 3)

